

(資料2)

**財政推計・財政計画**  
(財政収支見通し)

更 別 村

## 財政推計・財政計画の設定条件

### 1 推計・計画のパターン

- ・現状のまま推移した場合の財政推計
- ・行革を実施した場合の財政計画

### 2 推計・計画期間

推計・計画期間は、平成17年度から21年度までの5か年

### 3 財政推計～現状で推移したとき

将来の村づくりに向けた施策を財政面に視点を置いて考えるための判断材料の一つとして、一定の仮定のもとで試算したものです。

地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するための三位一体改革(国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し)など地方財政制度がどのように見直されるかなど見通しが不透明であるため、現行制度や現在の施策を前提として試算しています。

平成17年度当初予算を基に平成17年度から平成21年度の5か年を一定の基準に基づき試算しています。(当初予算では、行革による効果額が盛り込まれていますが財政推計では行革前の数値に置換えています。)

推計期間の5か年については、三位一体改革の不透明な状況と合併新法により小規模町村に対する合併が進められることから、最大限の推計期間として設定しています。

より実態に即したものとするために予算計上の事業項目単位に所管課による推計数値の積み上げ方式により推計しています。

総合計画及び過疎計画掲載事業のうち、計画が具体化していない事業を除いて推計しています。(光ファイバー網整備事業、優良田園住宅整備事業を除く。)

あくまでも一定の条件設定に基づいて推計した一つのパターンであるため、地方財政に関する制度の変更によって、それぞれの数値は変動することがあります。

### 4 財政計画～行革を実施したとき

財政推計によると、現状のままでは将来の財政運営は厳しい状況が予測されます。更別村が真に自立した地方自治を確立し、住民と行政の協働によって活力あるまちづくりを進めていくためには、収支改善へ向けて歳入確保、歳出削減の目標を掲げ、最大限の自助努力に取り組んでいく必要があります。

この計画は、第三次行政改革大綱の数値目標を盛り込んだ中期の財政見通しです。行政改革は今日の厳しい地方財政状況を切り切り、自立できる将来を切り拓くため、また住民生活に明るい「希望」が持てるための取り組みです。

財政推計のパターンに、平成17年度から平成21年度の行政改革を実施した場合の効果額を盛り込み試算しています。

国営・道営土地基盤整備事業負担金の後年度への負担の軽減を図るため、一括繰上償還を盛り込んで試算しています。

今後、行政改革実施計画と連動した財政計画(3か年単位)を作成し、毎年度見直し、ローリングを行います。

### 3 財政推計(現状で推移したとき)

(単位:千円)

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入	村 税	369,398	378,609	440,609	441,609	441,609
	地方譲与税・交付金	243,733	243,733	243,733	243,733	243,733
	地方交付税	1,873,140	1,779,483	1,512,511	1,489,734	1,467,379
	使用料及び手数料	224,632	217,882	216,883	216,844	214,643
	国・道支出金	278,472	142,189	144,678	147,103	145,566
	繰入金	94,802	39,620	52,214	78,655	103,979
	繰越金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	村債	432,100	163,700	125,100	60,100	60,600
	その他の収入	133,546	80,686	64,027	63,562	63,531
	合 計	3,699,823	3,095,902	2,849,755	2,791,340	2,791,040
出	人件費	796,507	785,067	795,042	787,406	792,280
	物件費	674,343	671,691	671,734	663,383	669,670
	維持補修費	47,930	46,223	44,110	43,452	43,505
	扶助費	108,857	107,470	106,870	104,470	104,470
	補助費等	389,574	359,859	338,055	333,762	337,847
	公債費	761,183	730,940	732,089	707,149	592,453
	繰出金	279,192	281,555	308,148	381,750	376,399
	普通建設事業費	627,768	251,711	304,343	269,730	285,459
	その他の支出	76,613	59,820	57,877	57,652	57,688
	合 計	3,761,967	3,294,336	3,358,268	3,348,754	3,259,771
歳入歳出差引		62,144	198,434	508,513	557,414	468,731
収支均衡を図るための基金繰入額		62,144	198,434	508,513	557,414	468,731

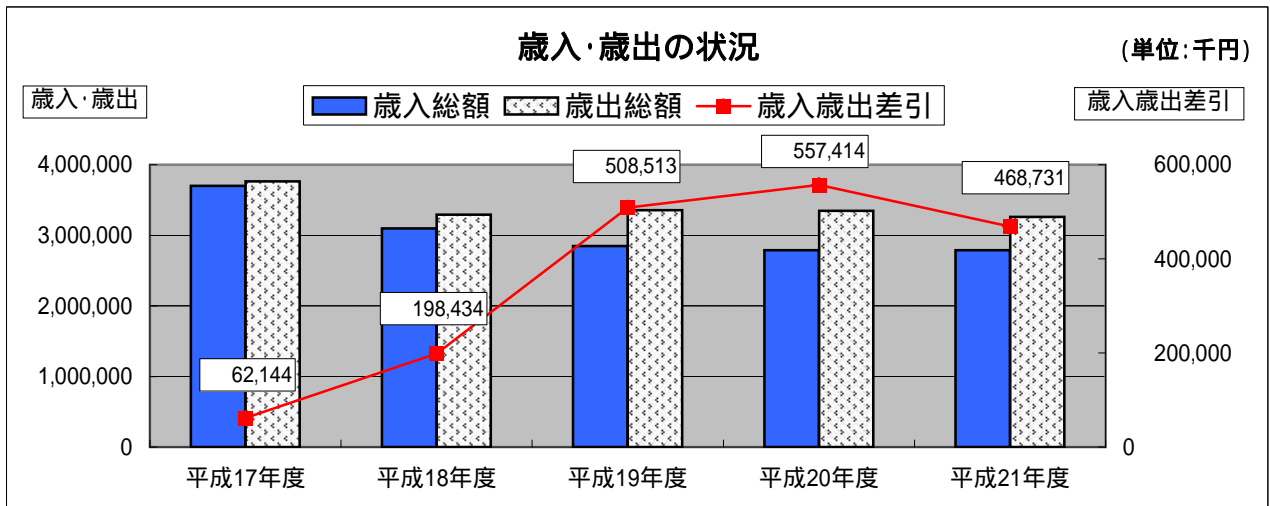
参考	累積赤字金額(H17～H21)	1,795,236
	累積基金繰入額(H17～H21)	2,164,506

繰入金は、「収支均衡を図るためのもの」以外、従来からのルールに基づいた次のもの

- ・国営かんがい排水事業負担金
- ・道営事業負担金(農業関係)(起債充当残)
- ・更別・上更別バス待合所維持管理費
- ・村有林整備事業
- ・公共施設建設費

基金積立(その他の支出)は、従来からのルールに基づいた次のもの

- ・繰越金の1/2(法定分)
- ・預金利息の一部(果実運用型の基金を除く)

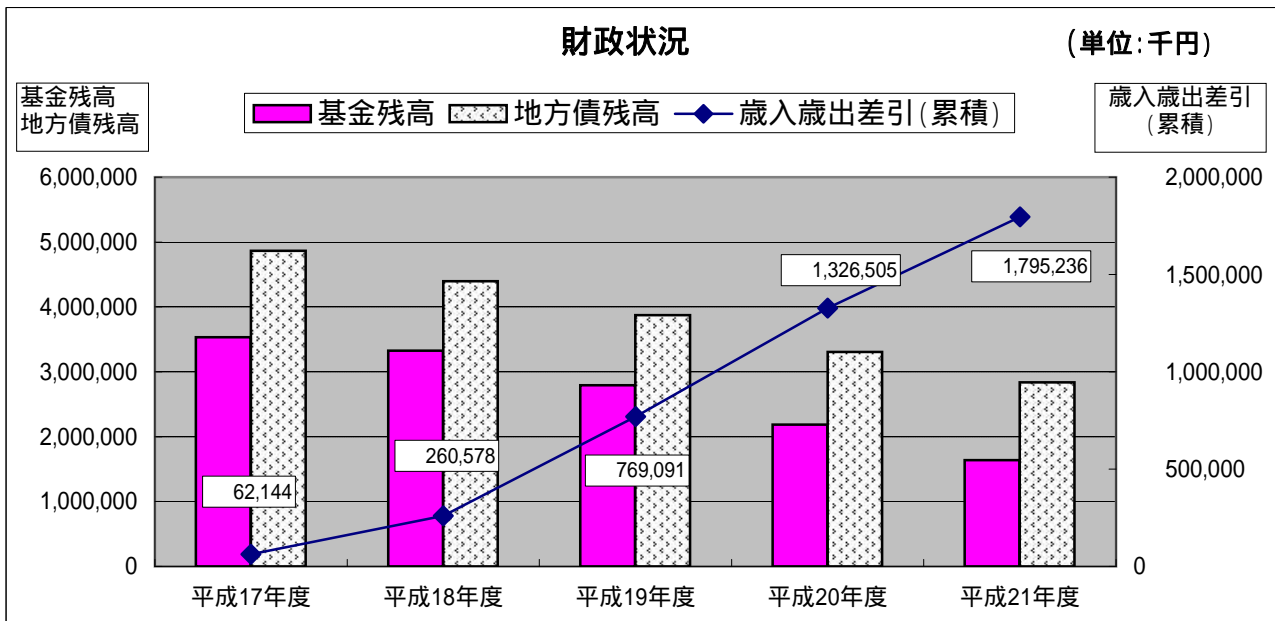


【基金活用及び地方債残高の状況】

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
基金残高	3,533,725	3,324,289	2,792,137	2,184,313	1,639,772
取崩額	156,946	238,054	560,727	636,069	572,710
積立額	29,060	28,618	28,575	28,245	28,169
地方債残高	4,867,264	4,394,106	3,874,564	3,303,564	2,836,947

基金残高の増減に伴う利息増減は考慮していない。



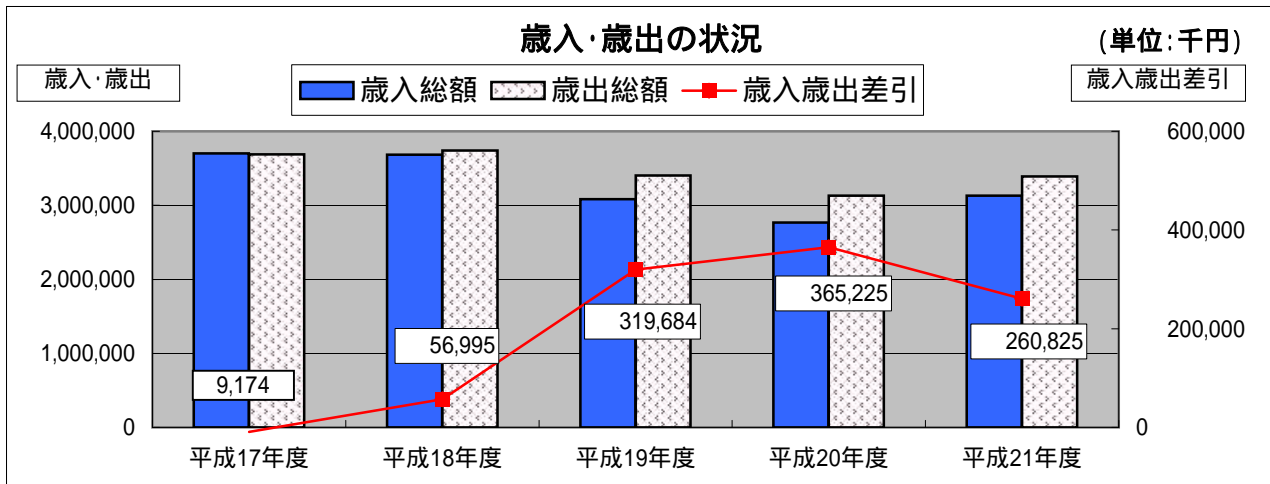
歳入歳出差引(累積)は、収支均衡を保つための基金繰入を行わなかった場合の数値

#### 4 財政計画(行革を実施したとき)

(単位:千円)

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入	村 税	369,398	378,609	440,609	441,609	441,609
	地方譲与税・交付金	243,733	243,733	243,733	243,733	243,733
	地方交付税	1,873,140	1,776,300	1,508,626	1,483,746	1,461,247
	使用料及び手数料	224,730	222,083	221,194	221,155	218,954
	国・道支出金	278,472	142,189	144,678	147,103	145,566
	繰 越 金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	繰 入 金	55,073	386,267	180,912	6,220	23,616
	村 債	467,600	393,100	213,500	90,100	460,600
	その他の収入	137,591	90,288	81,678	82,092	83,734
	合 計	3,699,737	3,682,569	3,084,930	2,765,758	3,129,059
出	人 件 費	734,431	680,412	674,663	673,385	674,465
	物 件 費	665,855	659,368	643,594	629,004	629,964
	維持補修費	47,930	46,223	44,110	43,452	43,505
	扶 助 費	108,857	102,546	97,666	94,134	93,518
	補助費等	388,734	352,187	326,537	320,797	324,879
	公 債 費	761,183	730,881	731,686	702,343	591,603
	繰 出 金	279,192	281,555	308,148	380,706	375,355
	普通建設事業費	627,768	826,572	520,333	229,510	598,907
	その他の支出	76,613	59,820	57,877	57,652	57,688
	合 計	3,690,563	3,739,564	3,404,614	3,130,983	3,389,884
歳入歳出差引		9,174	56,995	319,684	365,225	260,825
収支均衡を図るための基金繰入額		9,174	56,995	319,684	365,225	260,825
(参考)行革単年度効果額		71,318	141,439	188,829	192,189	207,906

参考	累積赤字金額(H17～H21)	993,555
	累積基金繰入額(H17～H21)	1,645,643
	累積行革効果額(H17～H21)	801,681



【 基金及び地方債残高の状況 】

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
基金残高	3,644,772	3,230,128	2,758,107	2,414,907	2,158,635
取崩額	55,073	443,262	500,596	371,445	284,441
積立額	38,234	28,618	28,575	28,245	28,169
地方債残高	4,902,764	4,659,006	4,227,864	3,690,719	3,623,786

基金残高の増減に伴う利息増減は考慮していない。

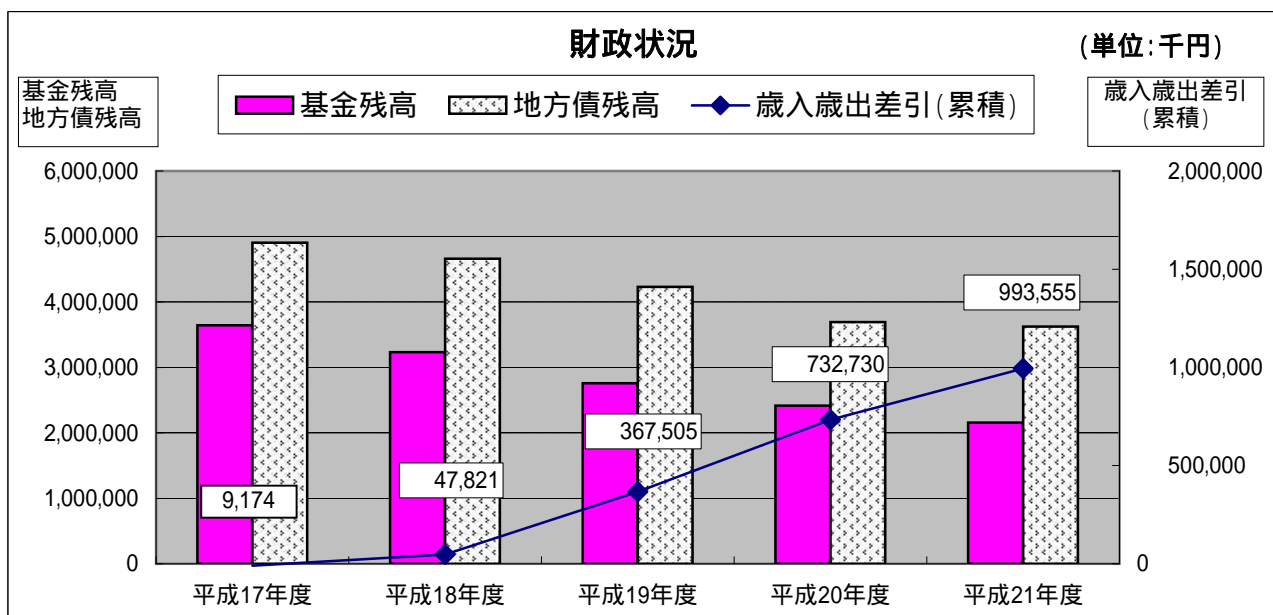
計画どおり行政改革を行っても、平成21年度までの5年間で約1,486百万円基金が減少する見込みである。

平成22年度以降の大型事業として、平成24年度に国営かんがい排水事業負担金(644百万円)、平成22～25年度に道営事業負担金(農業関連)(296百万円)が予定されている。

財政推計(現状で推移したとき)と比較し、地方債残高が増加しているのは、国営かんがい排水事業償還方法を規定償還から、一括償還(地方債充当)に変更したことが最大の要因である。一括償還をすることにより、次の表のとおり、H21年度までの償還額は増えるが、後年度における財政負担は大きく減少する。

	H17～H21	H22～H26	H27～H31	H32～	合計
規定償還による償還金額	247,157	683,534	881,433	1,015,157	2,827,281
過疎債等地方債借入れによる償還金額	578,686	664,024	506,243	168,164	1,917,117
差引効果額	331,529	19,510	375,190	846,993	910,164

H17年度以降の国営かんがい排水事業全体での償還額



歳入歳出差引(累積)は、収支均衡を保つための基金繰入を行わなかった場合の数値

# 用語解説

## 歳入

### 【村税】

更別村に納めていただく税金。

村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4種類。

### 【地方譲与税】

国が税金として徴収した後、地方公共団体へ譲与されるお金。

更別村には、所得譲与税(所得税の一部(三位一体改革による税源移譲分))、自動車重量譲与税(自動車重量税の一部(道路に関する費用として))、地方道路譲与税(揮発油に課せられた地方道路税の一部(道路に関する費用として))が譲与されている。

一般財源(使い道が指定されていない収入)として扱われる。

### 【交付金】

国や道から、様々な原資により交付されるお金。

更別村には、地方特例交付金(国の政策による村税の恒久減税補填分)、利子割交付金(預金利子に掛かる税の一部)、配当割交付金(配当等に掛かる税の一部)、株式等譲渡所得割交付金(株式等譲渡所得に掛かる税の一部)、地方消費税交付金(地方消費税の一部)、自動車取得税交付金(自動車取得税の一部)、交通安全対策特別交付金(交通反則金の一部)が交付されている。

一般財源(使い道が指定されていない収入)として扱われる。

### 【地方交付税】

各個別の地方公共団体における財源確保(それぞれが必要なサービスを行えるよう財源を確保するという財源保障機能)と地方公共団体相互間の財源調整(それぞれの財源格差を調整する財源調整機能)を行うために交付されるお金。

一定の算式により金額が決定される「普通交付税」と災害等特別の財政事情に応じて金額が決定される「特別交付税」がある。

一般財源(使い道が指定されていない収入)として扱われる。

(参考: 交付税特別会計)

国税3税(所得税、法人税、酒税)、消費税及びたばこ税の収入額の一定割合を原資として運営されており、そこから地方公共団体へ地方交付税が配分される。しかし、交付額が原資を大幅に超えているため、借入れ等により賄っていたが、平成17年度末には借入金51.7兆円(うち地方負担分(将来の交付税先取り)は33.6兆円)に膨れ上がる見込みであり、平成17年度交付予定総額16.9兆円の約3倍となっていることから、健全な会計運営が行われているとはいえない状況にある。

### 【使用料及び手数料】

公営住宅使用料などその経費の一部を負担していただくお金や、住民票発行手数料など特定の方のために行った業務に掛かった経費を負担していただくお金



## 【 国・道支出金 】

国や道の基準に従って村が行った、特定の事業経費に充当するために交付されるお金。  
特定財源(使い道が指定されているもの)として扱う。

## 【 繰入金 】

貯金(基金)を取り崩したり、他の特別会計から入れられるお金。

## 【 繰越金 】

前年度決算で発生した余剰金を繰り越したお金。法律で、その半額を基金として積み立てなければならないと規定されている。

## 【 村債 】

更別村が施設を建設するとき等に活用する資金調達の手段であり、借金。

## 【 その他の収入 】

財産収入(村有地売り払い収入等)、分担金及び負担金(村が行った事業等で特に利益を受ける方からいただくお金)、諸収入(どこにも区分できないお金)として、会計上区分されるお金。

# 歳 出

## 【 人件費 】

議会議員の議員報酬、各種委員報酬、常勤特別職給与、職員給与等臨時職員以外の人に掛かるお金

## 【 物件費 】

臨時職員賃金、旅費、消耗品・光熱水費等の需要費、通信運搬費等の役務費、委託料、備品購入費など。

## 【 維持補修費 】

公共施設の機能を正常に維持するためや修繕するためのお金。

## 【 扶助費 】

社会福祉を中心とした各種助成金。  
住民の方に直接給付する医療費の助成や児童手当の給付など。

## 【 補助費等 】

公益上必要があるときに、特定の方に対して支出する補助金や負担金。  
各種団体助成など。

## 【 公債費 】

村債(村の借金)を返済するためのお金。



## 【 繰出金 】

各特別会計に対して支払うお金。  
国の基準等で規定された必要経費分と、赤字補填分を合算。

## 【 普通建設事業費 】

施設建設や道路工事等の公共工事に掛かるお金。

## 【 その他の支出 】

災害復旧事業費(災害による被害を受けた施設等を修復するお金)、積立金(基金に積み立てたお金)、投資及び出資金(財団法人等に出資するお金)、貸付金(貸し付けるお金)等。

## その他

### 【 国営かんがい排水事業 】

頭首工(水を取る施設)・用水施設の建設及び排水路の整備によって、  
農業用水の安定的確保  
洪水による農地への湛水被害防止  
過湿被害の解消  
農作業機械の作業効率の向上  
農家の収益性の向上

等を目的として、国が行う事業。

総事業費の5%が市町村負担となる。

償還は、規定償還(年利5%、17年償還2年据置)、当初一括繰上償還、中途一括繰上償還等の手法があり、当初一括繰上償還の場合は、一部を村債借入れにより補うことができる。

### 【 道営事業(農業関連) 】

かんがい排水・農道整備・土層改良等の事業によって、  
国営かんがい排水事業の末端整備  
農業の近代化及び農産物輸送の合理化による農村環境の改善  
農作業機械の作業効率の向上  
農家の収益性の向上

等を目的として、北海道が行う事業。

総事業費の20%が市町村負担となる。

償還は、単年度毎に精算する。その一部を村債借入れにより補うことができる。